

協定区域	西区井吹台北町2丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2006年6月14日
	面積	10,376.10 m ²		更新 2016年6月27日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2016年6月27日～2026年6月26日(10年)

協定内容の概要

1. 建築物の用途は、1戸建て専用住宅に限る。ただし、次の建築物については建築可能とする。
 - ア 親子等が居住する2世帯住宅(玄関の数は問わない。)
 - イ 学習塾、華道教室その他これらに類する兼用住宅で、個人経営程度のもの、かつ、近隣に迷惑をかけないよう駐輪場又は駐車場の確保と防音対策を講じたもの
2. 建築物の敷地の区画は本協定締結時の区画とし、これを分割してはならない。
3. 建築物及び垣・柵等の工作物並びに植栽は、良好な状態に保つよう努めなければならない。
4. 建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲と調和するよう努めなければならない。
5. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、この限りではない。
 - ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるとき
 - イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、床面積の合計が5m²以内であるとき
6. 池谷環状線側の道路境界線から1mの範囲内は緑化エリアとし、積極的に樹木の植栽・保守・管理に努め、塀・門柱を築造してはならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

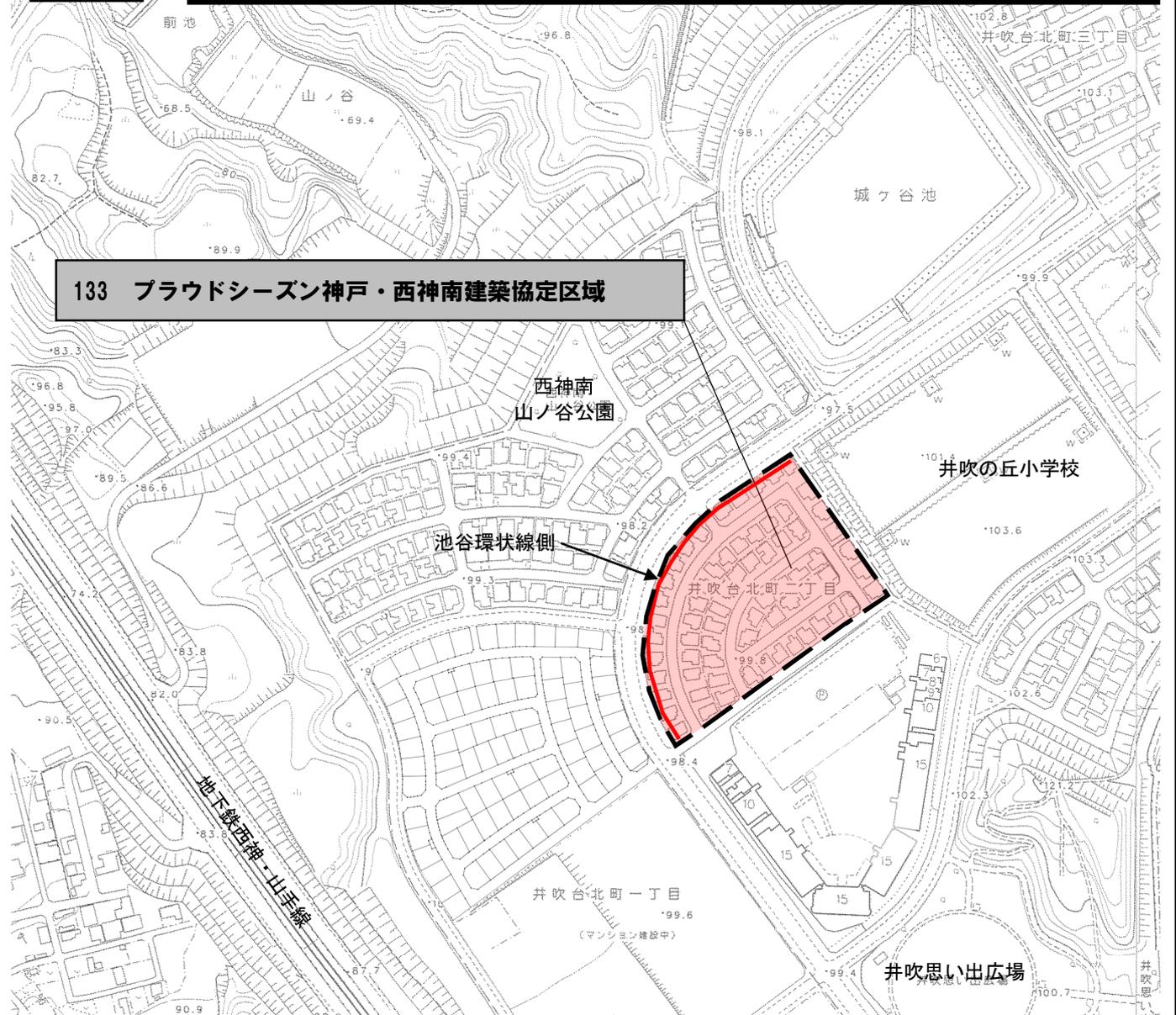
運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

133

プラウドシーズン神戸・西神南

133 プラウドシーズン神戸・西神南建築協定区域



位置図

